

## 「三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例」の規制のあり方について

### 1 三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例について（資料 2 - 2）

#### （１）概要

県では、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の未然防止及び生活環境の保全に資することを目的とした「三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例」（以下「条例」という。）を制定し、令和 2 年 4 月から施行しました。

条例では、一定規模以上の土砂等の埋立て等に対して、許可審査や監視等の必要な規制を行うことにより、無秩序な土砂等の埋立て等に関する規制を行っています。

#### ＜主な規定＞

- ア 汚染された土砂等の埋立て等の禁止
- イ 一定規模以上の土砂等の埋立て等の許可
  - （ア）周辺地域の住民への説明会の開催等
  - （イ）土砂等の埋立て等の許可申請
  - （ウ）土砂等の搬入開始から完了時までの規制
- ウ 公表、罰則等

#### （２）許可状況

施行（令和 2 年 4 月）から令和 6 年 3 月末までで、新規許可件数は 69 件ありました。

| 新規許可件数 |       |       |       |       | (件) |
|--------|-------|-------|-------|-------|-----|
|        | R2 年度 | R3 年度 | R4 年度 | R5 年度 | 合計  |
| 新規許可   | 15    | 24    | 17    | 13    | 69  |

### 2 宅地造成及び特定盛土等規制法について（資料 2 - 3）

令和 3 年 7 月、静岡県熱海市で大雨に伴って盛土が崩落し、大規模な土石流災害が発生したこと等を踏まえ、危険な盛土等を全国一律の基準で規制するため、国においては、「宅地造成等規制法」を改正し、「宅地造成及び特定盛土等規制法」（以下「法」という。）が令和 5 年 5 月に施行されました。

法では、都道府県知事等は、宅地造成等に伴う災害の防止のための対策に必要な基礎調査として、宅地造成等に伴う崖崩れ又は土砂の流出のおそれがある土地に関する地形、地質の状況その他の事項に関する調査を行うこととされており、調査結果を踏まえ、宅地造成等工事規制区域、特定盛土等規制区域を指定することができるとされています。規制区域指定後は、両区域内の一定規模の宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積については許可が必要となります。

県では、現在、規制区域の指定に向けた作業を進めているところです。

### 3 条例と法の比較について（資料２－４）

条例と法には災害を未然に防止する規定がありますが、条例のみ埋立て等に使用される土壌の汚染状況の基準があります。

### 4 今後のスケジュール（案）

|        |                        |
|--------|------------------------|
| 令和６年７月 | 環境審議会（諮問）<br>専門部会による検討 |
| ９月頃    | 環境審議会（中間案）             |
| １０月頃   | パブリックコメント等の実施          |
| １２月頃   | 環境審議会（最終案）             |
| 令和７年２月 | 必要に応じて条例改正手続きを行う       |